

## 子育て中の保護者に対する日本語学習時の

### 三島市本町子育て支援センター短時間保育室利用料補助金交付要綱

#### (目的)

子育てをしている保護者に対し、三島日本語サークルの日本語学習を受講している間の三島市本町子育て支援センター（以下「子育て支援センター」という）短時間保育室利用料を補助することにより、保護者の日本語学習の支援及び育児の負担の軽減を図ることを目的とする。

#### (対象者)

補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げるすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ居住している者
- (2) 三島日本語サークルの日本語学習を三島市民活動センターで受ける者
- (3) 三島日本語サークルの日本語学習を受講中に子育て支援センターの短時間保育室を利用する者

#### (補助金の額)

- (1) 補助金の額は、1回の学習につき子ども1人を1時間預けた分の利用料（600円）とし、子どもが2人以上いる場合の2人目以降の利用料は、全額受講生負担とする。また、受講生1人につき1年度に10回分を限度とし、申請書に添付された領収書分のみ補助する。

※三島市国際交流協会の予算の範囲内とし、予算を超えるときは、年度途中でも補助を終了する。（申請時期によっては上限10回分の全額を補助できない場合もある）

#### (補助金の申請)

補助金の交付を受けようとする者は、10回目の学習終了後に、次に掲げる申請書等を三島日本語サークルの講師と一緒に記入し、三島市国際交流協会事務局（三島市中央町5-5、以下「事務局」という。）に提出しなければならない。なお、補助対象は領収書の添付があった回数分のみ（1年度につき上限10回分）とする。

- (1) 子育て中の保護者の日本語学習時の短時間保育室利用料補助金交付申請書
- (2) 短時間保育室利用料支払証明書（領収書）

#### (補助金の決定)

補助金の申請があったときは申請書等の内容を事務局が確認した後、三島市国際交流協会会長（以下「会長」という。）は補助金交付の可否を決定し、事務局を通して申請者に通知する。

#### (補助金の交付方法)

原則、現金支給とし、申請者本人が事務局窓口において受け取る。

#### (補助金交付の取消し)

会長は、補助対象者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

会長は、補助金の交付の決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されている時は、その返還を命ずることができる。

(その他)

子育て支援センターへの短時間保育室利用に関する予約等の手続きは、全て利用者本人が行い、短時間保育室利用については、子育て支援センターの決まりに従うこと。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。